

若手料理人等育成事業（受入事業）実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、金沢の食文化の魅力をさらに磨き、高めるとともに、国内外に向けて発信していくため、次代を担う若手料理人等の技術・技能の向上に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）団体等

ア 組合、協会、懇話会、協議会、その他市長が認める団体

イ 本市の区域内に事務所等を設置していること。

ウ 定款、規約等を有すること。

エ 補助金の交付対象となる事業を着実に実施できる事務執行体制及び組織体制があるものとして市長が認めること。

（2）若手料理人等 市内にて常勤の者として勤務し、団体等が補助金の交付を受けようとする年度の4月1日時点で40歳未満かつ市内従事経験3年以上の料理人、菓子職人、バーテンダー等

（補助金の交付）

第3条 市長は、若手料理人等育成を目的とし、国外から招聘した料理人等による料理等技術・技能習得のための研修等（懇親・レクリエーション等は除く。）を行う団体等に対し、当該事業に要する経費の一部について、毎年度予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 前項の規定にかかわらず、当該各項に規定する事業が、次のいずれかに該当する場合には、補助金は交付しない。

（1）国、県その他団体による補助金の交付その他助成（以下「助成等」という。）の対象として、当該助成等を受けている事業又は受ける予定がある事業

（2）補助金の交付申請日の属する年度の末日までに完了しない事業

（3）その他市長が第1条の趣旨に合致しないと認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、材料費、謝金、その他市長が認める経費とし、補助金の額は、別表に定める基準に基づき算定するものとする。

(交付申請)

第5条 第3条第1項の補助金の交付を受けようとするものは、市長が別に定める期日までに、市長に申請しなければならない。

(雑則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第4条関係）

対象経費	補助金の額	補助金の限度額	補助回数
(1)材料費 料理等の技術研修を実施する際に必要な材料にかかる費用 (2)謝金 講師、専門家等に支払う謝金 (3)その他市長が必要と認める経費	料理人等1人につき、対象経費の合計の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）	料理人等1人につき、100,000円	補助金の交付を受けることができる回数は当該年度ごと1回を限度とする。